

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
当該休日には、
(翌日)

平成元年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◆告示 土地改良事業計画の変更の認可（農村整備課）
保安林の指定の解除予定（造林課）

土地収用法による事業の認定（管理課）
都市計画事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）

選挙管理委員会の招集

◆公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

鳥取県告示第三百二十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤崎町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業山川地

区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成元年三月十四日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 三・三・五号境台場公園

三 事業施行期間

昭和五十九年十二月四日から平成三年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 変更なし
2 使用の部分 該当なし

三 起業地

- 1 収用の部分 倉吉市小田字宮ノ下、字宮ノ峰、字樋口、字樋口尻、

字鐘鎌谷、字妙見谷及び字堤谷地内

2 使用の部分 なし

- 3 土地収用法第二十六条の一の規定による図面の縦覧場所
倉吉市役所

鳥取県告示第三百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年三月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 三・三・五号境台場公園

三 事業施行期間

昭和五十九年十二月四日から平成三年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 変更なし
2 使用の部分 該当なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

平成元年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成元年三月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

- 一日時 平成元年三月二十四日（金）午前十一時
 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室
 三 議題

鳥取県選挙管理委員会規程の一部改正について

平成元年度市町村選管委員、啓発担当者研修会の開催要領について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年三月十四日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型	製造業者名
ぱちんこ遊技機	スペースファイヤーP 一三	株式会社ソイイア
回胴式遊技機	レッドライトP—五 フラッシュ	ニイガタ電子精機株式会社